

中小企業者向け投資促進税制の延長

～平成31年度税制改正～

平成31年度税制改正では、中小企業者向けの設備投資減税制度の見直し(拡充)が行われました。

文・税理士/原田 洋

改正の趣旨・背景

1

中小企業の積極的な設備投資を後押しし、生産性向上の実現を図るため、既存の投資促進税制である「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」について、適用期限を2年延長する。加えて、「中小企業経営強化税制」については、「働き方改革」の実現に向けた取り組みを後押しするため、対象設備が明確化されます。

制度の概要

2

中小企業が要件を満たす設備投資を行った場合に、一定の特別償却又は税額控除を受けることができる制度である。各税制の内容及び改正の内容については、下図の通りです。

改正の内容

3

- (1) 中小企業経営強化税制：特定経営力向上設備等の範囲の明確化を行った上で、適用期限を2年延長します。
- (2) 中小企業投資促進税制：適用期限を2年延長します。
- (3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制：適用要件に、売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて、認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを加えた上で、その適用期限を2年延長します。

適用時期

4

2019年4月1日から2021年3月31日までに取得等し、事業の用に供した対象設備に適用されます。

表① 各税制の内容及び改正 (改正箇所を下線)

	中小企業経営強化税制 (延長)	中小企業投資促進税制 (延長)	商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (延長)	
適用対象者	中小企業等 (資本金1億円以下の法人又は農業協同組合等)			
適用対象設備	建物・構造物			
	機械及び装置	1台又は1基 160万円以上	1台又は1基 160万円以上	
	ソフトウェア	一のソフトウェア 70万円以上	合計 70万円以上	
	器具備品	1台又は1基 30万円以上		1台30万円以上
	建物附属設備	1の建物附属設備 60万円以上		1台60万円以上
	工具	1台又は1基 30万円以上	1台又は1基120万円以上 又は 1台又は1基30万円以上かつ 合計120万円以上	
	普通貨物自動車		車両総重量3.5 t 以上	
	内航船舶		取得価額の75%が対象	
	その他	<u>働き方改革に資する設備も 適用対象であることを明確化</u>		
適用要件	以下の要件を満たした設備を取得すること ①経営強化法の認定を受ける ②生産効率等の指標が、旧モデルと比較して平均1年あたり1%以上改善している設備又は経済産業大臣の確認を受けた、投資利益率が5%以上の投資計画に係る設備	一定の対象設備の取得等をして、指定事業の用に供すること	商業・サービス業等を営む中小企業等が、アドバンス機関による経営改善指導等に伴って、経営改善設備を取得等すること 上記に加え「本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上達成見込みであること」を明記しアドバンス機関から確認を受けること	
対象事業 (指定事業)	中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業となる事業	主に製造業・建設業が対象 下記の事業等は対象外 ・採石業、砂利採取業 ・金融業、保険業 (損害保険代理店を除く) ・不動産業、物品賃貸業 (駐車場業を除く) ・娯楽業	主に小売業・卸売業・サービス業が対象 下記の事業等は対象外 ・鉱業、採石業、砂利採取業 ・建設業、製造業 ・金融業、保険業 (損害保険代理店を除く) ・娯楽業 (映画館を除く) ・医療業、保健衛生業	
特別償却率	即時償却 (100%)	30%	30%	
納税控除率	下記以外	10%	7%	
	資本金3,000万円超の中小企業者等	7%	適用不可	
適用期間	2019年 (平成31年) 4月1日から2021年 (平成33年) 3月31日まで (商業・サービス業・農林水産業活性化税制には一部経過措置あり)			